

（午後1時00分 再開）

○議長（井上勝彦君）休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程に従い、一般質問を行います。

順番4、11番 土井君。

〔11番（土井裕美子君）登壇〕

○11番（土井裕美子君）ただ今、議長のお許しをいただきましたので、通告に従いまして一般質問を始めさせていただきます。

連日、新聞やテレビなどで、子どもたちのいじめや虐待など大変痛ましい事件や事故が報道されるたび、本当に心が痛み、悲しい気持ちになります。そんな悲しい事件や事故が我がまち橋本市でも起こらないように、何とか対策を講じなければならないと思ひまして、この質問をさせていただきます。今回の私の質問は、大きな題として「子どもたちの命と健康を守る施策の充実について」でございます。

未来を担う子どもたちは、社会全体の宝であり、その子どもたちが健やかに成長し、心豊かに育まれることこそ、私たち大人の願いであります。しかし、昨今、社会情勢の悪化や価値観の多様化などにより、家庭での親子関係の変容や地域における人間関係の希薄化など、子どもたちを取り巻く環境は刻々と変化をしております。また、情報化が進み、生活が大変便利になった反面、今までには考えられないようなさまざまな問題が起こりつつあります。そして、それらの影響を受けやすい子どもたちの命と健康が脅かされているのが現状です。

そこで、私たち大人の責務としての観点から、今回は学校における「子どもたちの命と

健康を守る施策の充実」について、何点か質問をさせていただきます。

まず、1項目め、いじめ対策についてです。大津市で起こったいじめによる中学生の自殺は、マスコミでも大変大きく取り上げられ、教育委員会や学校の対応の問題点などが浮き彫りになってきています。しかし、このいじめ問題は、大津市に限らず全国どこにでもある問題です。

文部科学省によりますと、平成22年度に全国の学校でのいじめの認知件数は7万7,630件にもものぼり、深刻な問題です。このような数字からも、いじめはこの橋本市にも現実起こっている問題と認識しなければいけません。子どもたちが一日の大半を過ごす学校は、本来ならば安心・安全でなければなりません。その学校現場において、子どもたちの心の傷となるようないじめは許すべきではないのです。今までに起こってきた痛ましいいじめの事件を教訓に、教育現場ではいじめは絶対に許さないという毅然とした態度で立ち向かい、私たち大人が社会全体で問題意識を持って取り組んでいきたいと考え、質問をさせていただきます。

①いじめ対策について。1. 本市におけるいじめの実態調査とその現状について。今回の大津市の事件を受け、文部科学省ではいじめの実態調査を各都道府県に通達していますが、その実態調査と現状をお教えてください。2. ネットパトロール事業との連携と対応について。和歌山県では平成21年6月より、青少年をネットいじめなどから守るため、県教育委員会や県警察本部などと連携し、ネットパトロール事業を開始していますが、それら

との連携とその後の対応について、具体例などをお聞かせください。3. いじめが起こったときの具体的な対策について。学校でいじめが起こったときに、やはり一番に発見し、相談を受ける確率が高いのは担任であるという統計が出ていますが、なかなか担任一人では対応が難しい事例もあるようです。そこで、学校として、また、教育委員会として、具体的にどのような対策をされていますか。4. いじめを未然に防ぐ取り組みについて。各自治体では、いじめを未然に防ぐさまざまな取り組みをされているところがありますが、本市においてはどのような取り組みをされていますか。5. 教職員の研修（いじめ対応）について。いじめ問題の解決は、教職員の初期の対応によって大きく左右されると考えます。先生方にとってもいじめ対応などの研修も必要と考えますが、どのようにされていますか。6. スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの増員と活用について。いじめ問題の背景には、子どもたちが抱えるさまざまな問題があると考えます。そんな中、学校で気軽にしんどい気持ちを相談できるスクールカウンセラーの存在は重要です。また、スクールソーシャルワーカーに関しても、学校と家庭をつなぐ存在として必要と考えますが、教育委員会のお考えをお聞かせください。

次に、二つ目の質問は、学校の暑さ対策について。1. ミストシャワーの設置についてです。9月に入って朝夕はめっきり涼しくなりましたが、お昼間の暑さはまだ当分は続くようで、熱中症には今後も注意が必要とのこと。そこで、学校における夏の猛暑対策の一つとして、電気も使わず低コストのミストシャワーを設置してはどうかという提案をさせていただきます。

ミストシャワーとは、水を微細な霧状にして噴射し、気化熱を利用し周辺温度を下げる

というもので、服も濡れず、噴射された霧は素早く蒸発するために、体感温度は二、三度下がると言われています。また、水道の蛇口と直結して使用するために電気代はかからず、設置費用も安いと、公園や駅、公共施設などにも数多く設置されており、最近では学校の熱中症対策としても注目を集め、設置をされた学校では大変効果を上げている事例が多く聞かれています。このように、低コストで子どもたちの健康を守るミストシャワーを、ぜひ橋本市にも設置していただきたいと思いますが、教育委員会のお考えをお聞かせください。

以上で私の壇上よりの質問を終わります。明確なご答弁、よろしく願いいたします。

○議長（井上勝彦君）11番 土井君の、子どもたちの命と健康を守る施策の充実に関する質問に対する答弁を求めます。

教育長。

〔教育長（松田良夫君）登壇〕

○教育長（松田良夫君）本市におけるいじめの実態調査とその現状についてお答えします。

文部科学省が行っている「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」において、橋本市におけるいじめの認知件数は、平成21年度は2件、平成22年度は4件、平成23年度は5件となっています。今年度はこの調査を待たずに、平成24年8月1日付で文部科学省大臣官房長及び文部科学省初等中等教育局長から「いじめの問題に関する児童生徒の実態把握並びに教育委員会及び学校の取組状況に係る緊急調査について」依頼があり、現在、今年度4月から7月までのいじめに関する実態調査を行ったところです。

その結果、いじめの認知件数は小学校2件、中学校6件、そのうち、いじめが解消されている件数は小学校2件、中学校3件、いじめの様態別では、「冷やかしやからかい、悪口や

おどかし文句、嫌なことを言われる」、「仲間外れ、集団による無視をされる」、「嫌なことや恥ずかしいことをされる」となっています。

次に、ネットパトロール事業との連携と対応についてお答えします。和歌山県では、青少年をネットいじめ等から守るため、県教育委員会や県警察本部等と連携し、平成21年6月よりネットパトロール事業を開始しました。この背景には、インターネットに絡む青少年の犯罪被害やいじめなどが後を絶たないことや、小・中学校及び高等学校でのいじめ等の認知件数に占めるネット上のいじめ等の割合の増加など、青少年を取り巻くネット関連の環境悪化があります。

ネットパトロール事業では、専門パトロール員により「学校裏サイト」や「ブログ」、「ブログ」などを携帯電話等で探索し、見つかった有害情報を事務局である県青少年・男女共同参画課で集中管理し、内容ごとに専門機関に連絡します。見つかった有害情報の中で学校に関係のあるものは、県教育委員会を通じてそれぞれの学校に資料提供し、教職員による生徒指導を行うとともに、プロバイダやサイト運営業者に削除を要請することで、青少年の被害を最小限に食い止めています。

橋本市においても、県教育委員会から情報提供があった場合には、該当学校へ連絡を行い、学校が保護者と連携しながら該当児童生徒への指導を行っているところです。

次に、いじめが起こったときの具体的な対策についてお答えします。

教育委員会では平成21年度に、教職員が日常業務を遂行する過程で行うべき判断及び行動のあり方についてまとめた「スクールコンプライアンス指針」を作成しました。毎年改訂を加えるとともに、本年度は、幼稚園、小学校、中学校の全教職員に1冊ずつ配布しています。その中で、組織的な対応について触

れています。今後もいただいたご意見等を参考にして、スクールコンプライアンス指針に盛り込んでいきたいと考えています。

次に、いじめを未然に防ぐ取り組みについてお答えします。スクールコンプライアンス指針には、取り上げている項目ごとにチェックリストをつけています。いじめの項目では、いじめ防止のためのチェックリストをつけており、教職員が日々の意識を高め、児童生徒に接することができるような内容としています。大切なことは、教職員が児童生徒の様子を日頃からよく観察し、未然防止につながる教育的な取り組みを行うことです。そのために、スクールコンプライアンス指針を各学校において研修の機会に活用するよう指導しています。また、校長会や教頭会においても、機会をとらえてチェックリストを活用するなど、教職員の人権感覚やいじめへの感覚を磨くことが未然防止につながると考えています。

児童生徒については、日々の授業や活動の中で、一人ひとりの人権感覚を育てることがいじめの未然防止につながると考えています。特に、望ましい集団生活を通して心身の調和のとれた発達と個性の伸長を図り、集団の一員としてより良い生活や人間関係を築こうとする自主的、実践的な態度を育てるとともに、自己の生き方についての考えを深め、自己を生かす能力を養う特別活動の充実を図る中で、人権感覚や道徳的实践力を育てることが重要であると考えています。

また、これまでにも、さまざまな相談窓口を紹介したパンフレットや冊子、カードなどを配布していますが、改めて夏休み明けに児童生徒と保護者向けに相談窓口を示した「いじめ防止、早期発見、早期対応リーフレット」を配布したところです。このリーフレットは、いじめを感じたときに、担任の先生や学校に相談できない児童生徒のために、「24時間いじ

め相談ダイヤル」や「県いじめ相談電話」、「市教育相談センター」など、相談できるところを紹介しています。

次に、教職員の研修（いじめ対応）についてお答えします。

大津市で起こった中学校2年生男子生徒のいじめによる自殺報道を受け、まず、7月の小・中学校長会議において、「学校全体としての取り組みのあり方」、「いじめのとの向き合い方」、「学校と教育委員会、保護者や地域との連携のあり方」、「児童生徒への指導」等について研修の場を持ちました。8月の校長会においては、市内の学校におけるいじめ解決の実践事例を発表いただき、事例から学ぶ協議の場を持ちました。表面的な抑え込みの指導ではなく、いじめと自分の心にしっかりと向き合わせながら、クラスで解決し、それを学年にまで広め解決していった事例から、人権尊重の精神を貫いた教育活動の展開について学びました。今後も相談窓口を紹介した「いじめ防止、早期発見、早期対応リーフレット」配布に合わせて、教職員を対象とした専門研修を実施する予定です。

次に、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの増員と活用についてお答えします。

「学校におけるカウンセリング等の機能の充実を図り、いじめや不登校等の生徒指導上の問題に適切に対応する」ことを目的として、現在、橋本市では小学校3校、中学校7校にスクールカウンセラーを県費により配置いただいています。勤務日数については各学校で違いがありますが、1日5時間勤務で、年間十数日から30日程度勤務いただいています。相談者は、児童生徒、保護者、教員で、内容は問題行動、発達、不登校、家庭、学校生活、男女、人間関係、進路、子どもへの接し方、保護者への接し方、携帯電話などさまざま

です。相談件数の多い学校では、一月当たり30件を超えることもあります。

「いじめ、不登校、暴力行為、児童虐待など、児童生徒の問題行動等の問題解決を図るため、児童生徒と彼らを取り巻く環境に着目し、よりよく学び、育まれる環境を保障すること」を目的として、現在スクールソーシャルワーカーを、橋本市では小学校1校、中学校3校に、県費から1名、国費から2名配置いただいています。県費は5時間勤務で年間75日、国費は4時間勤務で年間120日勤務いただいています。児童生徒が抱える教育問題を解決するために、学校はこれまで以上に関係機関との連携が必要となってきています。家庭が福祉面でのフォローを必要とする場合、特に学校が連携を行う必要があり、そこをカバーしてもらえるのが、教育分野に関する知識に加えて、社会福祉等の専門的な知識と技術を有するスクールソーシャルワーカーです。

スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの配置は、県費であったり国費であったりしますが、児童生徒、家庭が抱える課題を鑑みた際、スクールカウンセラーは心理的なアプローチから、スクールソーシャルワーカーは子どもを取り巻く環境に働きかけ、福祉的なアプローチから欠かせない存在になっていますし、ますますニーズが高くなると考えられます。今後も配置要望を県、国に働きかけ、継続配置いただけるよう取り組んでいきたいと考えています。

以上です。

○議長（井上勝彦君）教育次長。

〔教育次長（坂本安弘君）登壇〕

○教育次長（坂本安弘君）学校の暑さ対策、ミストシャワーの設置についてお答えいたします。

近年、全国的にも夏季の猛暑による熱中症、救急搬送に係る状況が連日伝えられるなど、

老若男女を問わず、熱中症になる危険性と、自己防衛の大切さを認識させられているところです。しかしながら、学校生活、クラブ活動など、種々目標達成に懸命に取り組む子どもたちにとっては、その安全確保は学校の諸先生方の監督、指導にゆだねられているところが大きいとも言えます。

議員おただしのミストシャワー効果については、日中の気温が高く、太陽光が強く、噴霧したミストが短時間で気化する状態が続く状況で、約二、三度気温を下げる効果があるとの報告がございませう。また、視覚的な涼感や直接ミストを浴びることによる心身のフレッシュ効果が期待できるとも言われます。

ミストシャワー設備の中には、水道の蛇口から直接接続でき、低コストで比較的簡単に設置可能な「簡易ミストシャワーキット」が市販品として販売されているようございませう。

折しも、去る9月3日の夏休み明け初日、学文路小学校が設置をしております。市内初めての試みであり、児童・父兄からも「涼しい、気持ちいい」と好評であるとの報告を得ております。

学校によっては、屋外の水道蛇口のある場所などにより、ミストシャワーの設置場所が制限されるケースも考えられますので、学校現場における維持管理も含め、さらにその実効性の検証を進め、その有用性について判断をし、来年度以降の設置を検討してまいりたいと考えております。

○議長（井上勝彦君）11番 土井君、再質問ありますか。

11番 土井君。

○11番（土井裕美子君）9月の5日に、文部科学省はいじめ問題に対する総合的な方針をまとめたというふうに新聞各紙が報道をしております。そして、いじめの対策の関連で、

今年度比の27億円増の73億円を来年度の予算要求をして、大変国も、国の対応も受け身であったということを受けて、今後は国が主導をして対応していくと。全力で取り組むということを発表しておられましたけれども、それは来年度からの事業ということでございませうので、もう今年度は2学期が始まっております。9月から。だいたい統計的に申し上げますと、2学期にいじめが大変増える、または深刻化するという傾向がございませうので、来年度の文部科学省の予算付けを待ってから対応するのでは、本当に後手後手に回ってしまうということ、早急に対応をしていただきたいんです。

まず、実態調査と現状からなんです、小学校は2件、中学校は6件ですか、言われたけれども、実態調査の数字が少ないからといって安心をしてはいけません。数字というのは、アンケートのとり方によって大きく変わってまいります。子どもたちがその場でなかなか書けないということも多いのでね。

平成22年度の文部科学省の調査では、1,000人当たりのいじめ件数の認知件数というのが出てました。3年連続で熊本県が全国最多で27.6件。これは1,000人当たりなので。和歌山県は1.8件と出てましたが、じゃあ熊本県がいじめが多いんかというところでもないわけで、熊本県はいじめを把握するために、大変念入りな調査を学校現場で実施していると。そして、なおかついじめの早期発見や未然防止の取り組みを、教職員研修、いじめ根絶月間、それから生徒会を中心にいじめの取り組みをしているということで、大変把握するために頑張っているから、このような結果が出てきている。そして、なおかついじめ解消率は全国最高の97.2%という結果が出ておりますので、やはり数が少ないからといって安心するのではなくて、アンケートの

とり方も工夫をしていただいて、本当に現状を把握していただきたいと思いますが、今回の調査の実態数を出されたのは、各学校の生徒個々にアンケートを実施されたのですか。もしされていなくて、学校現場だけへの聞き取りであるならば、今後、各生徒へのアンケートの実施のご予定はございますか。

○議長（井上勝彦君）教育長。

○教育長（松田良夫君）先ほど報告しましたいじめ件数については、学校が認知したという形で報告いただいています。生徒一人ひとりにアンケートをとったかということについては、とってないかと思っています。だから、今後さらにいじめを、認知件数をしっかりとらえていくという、いじめの実態をしっかりとらえていくということにつきましては、定期的なアンケートの実施も必要なことかと思えます。

○議長（井上勝彦君）11番 土井君。

○11番（土井裕美子君）ぜひ、ざっくりと2件、6件で安心やなというのではなくて、やはり、実態調査をしっかりとしていただいた上で、方法と対策を考えていただかないといけないので、実施してください。

それから2番目に入ります。ネットパトロール事業との連携でございますが、今、本当に携帯電話とか、中学生でもパソコンを使って一日中とか、半日ぐらいはパソコンの前で過ごしているという子が多いです。携帯電話も、この頃はiPhone、固有名詞を言っていないかわかりませんが、コンピュータ機能が見れるような電話になってますので、そういうところから大変危険性があるということなので、学校での、やはりそういう使い方の指導を保護者も含めてきちんとしてあげてほしいんです。

その中で、ネットへの書き込みから、子どもたちが心ない書き込みをされて、大変傷つ

くということが大変多くございますので、ぜひとも子どもたちに対して、自分が書いたことは責任があるんだよということ、そして、誹謗中傷を書くと、調べようと思ったら、それはだれがどこで書いたかということも調べられるんだよというね。実際調べられますよね、犯罪に使われたときには警察に言えば、これはだれが書いたかということがわかって、つかまっている事例がございますので、そういう事件にもつながるんだよということを、子どもたちにもぜひ教えてあげてほしいんです。知らずに、だれが書いたかわからないわという感じで、子どもたちは思いつきで書いてしまっているということが多いように思いますので、その辺の指導のあり方というか、番号非通知でたとえ電話をかけたとしても、調べようと思ったら、だれが発信してるんだかわかるんだよというようなことを、具体的に子どもたちに教えてあげてほしいんですけれども、そのような取り組みを今後していただけますでしょうか。

○議長（井上勝彦君）教育長。

○教育長（松田良夫君）そういったネット上のさまざまな問題というのを子どもたちは起こしています。定期的ではないんですけれども、指導者を呼んで子どもたちに指導していただくことが何回かございました。今後も計画的に、子どもたちを対象にした、そういう機器の取り扱いについては指導していきたいと。匿名で起こす犯罪というのは非常に罪深いものがあるという、そのあたりの指導もきちんとしていく必要がある、そういうふうに認識しております。

それと、ネット上のいじめというのは、個人名を挙げて誹謗したりとか、そういうケースは今のところ橋本市内では起こっておりません。ただ、自分の顔写真を載せて、ほんで学校名を挙げて、そしてニックネームつけて

ネット上に載せている、そんなケースがあります。それは、子どもが犯罪に巻き込まれる可能性があるということで、すぐネットパトロールでチェックしていただいて、学校へ連絡いただいて、子どもと保護者を指導するとともに、プロバイダへ連絡して、その情報を削除していただいている。そういう取り組みは欠かさずやっております。

以上です。

○議長（井上勝彦君）11番 土井君。

○11番（土井裕美子君）これからますますそういうネット関係のトラブルというのが増えてまいりますので、先ほど申し上げましたように、ただ通り一遍な指導ではなくて、ポイントをきっちりと持った指導を、先ほど申し上げたことをきっちりと具体的にやってください。よろしく願います。それは要望にしておきます。やるというご答弁でしたので。

それでは、その次の、具体的な対策に入っていきたいと思えます。具体的な対策と、次の未然に防ぐ取り組みというのは、大分重複している、5番目の教職員の研修も含めて重複している部分があると思えますけれども、まず3番目の具体的な対策についてというところから入らせていただきます。

いじめが起こってからでは遅いんですが、いじめが起こってしまうと、それをしっかりと取り組まなくてはなりません。そのためには、いじめを発見するシステムと、それから、いじめが起こったときの対処をどうするのかというシステムをつくっていかないといけないと思うんです。ただ漠然と、いじめは悪いんですよ、頑張っていきましょうね、というかけ声だけではだめですね。だから、その構築をして、しっかりとそのやり方というのを文章化していかないとだめだと思っております。

いろんな本を、私、いろいろ読んだり、そ

れから現場の先生方からもお話を聞いた中で、いじめへの対応という部分で、ある教育学者の方が、このようなことをおっしゃっているので、ちょっと紹介をさせていただきます。

まず、いじめへの対応策として、第一に、いじめの発見をどのような方法で行っていくのかを示す。これに関しては、まず、三段階ぐらいのいじめの発見、調査が必要であると。これは医者に例えていращるんですが、診療の方法に例えていращるんですが、まず一番が触診、そして二番が問診、三番目が検査とかレントゲン、そういう方法を使っていじめを発見していく。これは、医者が問診のときに、あなたはどこが病気ですかというようなことは聞かないというふうにおっしゃってるんです。具体的にどこどこが痛いんですかとか、熱をはかったりとか、そういう具体的な事象で問うということが大変大事ですので、例えばいじめのアンケートでも、いじめられていますかということと問うと、いじめられてないとして問うてしまったら、もういじめがないというふうになってしまうので、いじめという直接な言葉を出さなくて、された行為を具体的に書いて、それを尋ねることが実効性があるというふうに書いていращるんですね。

二番目に、いじめを発見したときにどうするのか。これは教職員にとってですけれども、どのように対応するのかの方法が示されるべきである。これは学校でのどの部署、だれが何時間以内にどのような方針を出して、担任の先生はいったい何をするのかというところを具体的に書きなさいと。明文化しなさいということでございます。

第三番目は、いじめが解決されたかどうかを、だれかに最終的に判断をして決めてもらう。これはだいたいその学校の学校長が担うべき役割だと思うんですけれども、この三つ

の部分をポイントとして、学校でのいじめ対策のシステムを明文化していくということを書いていらっしやいました。

そこで、教育長にお尋ねしたいのは、学校にこのいじめ対応のシステムをつかって、そして、いじめへの方針というのが学校の教育方針の中にちゃんと明記されている学校というのが、今、橋本市の学校でございますか。

○議長（井上勝彦君）教育長。

○教育長（松田良夫君）いじめ対策について、綿密に計画を立てている学校は、今のところ教育計画の中では見つけることできません。だから、そのことも今後、各学校でいじめ発見へのシステム、あるいはいじめにきっちり立ち向かっていくシステム、そのことについては、今後の教育委員会が出す方針、そして学校がそれぞれ考えていく、そういうシステムづくりというのは緊急の課題である、そういうふうに認識してますので、先ほどのご発言は参考にさせていただきたいと思います。

○議長（井上勝彦君）11番 土井君。

○11番（土井裕美子君）では、早急にやっぱり文章化をして、これは先生にとっても、自分が担任をしていると、自分の学級で起こったいじめなんかに対しては、恥ずかしいとか隠したいとか、自分の評価につながるのではないかなという思いがやっぱり強くあると思うんです。学校長に対してもそうだと思うんですよ。学校でいじめがわかった、何かあったら困ったなということになるのでね。そういうことではなくて、きっちりと明文化をして、こういうふうなシステムに沿って対処しなさいよということをはっきりと明文化、早急にしてください。よろしく願いいたします。

それともう一点、先ほど市のほうで、どこへ電話をするのかという文書を配ったという、新学期になってからというところがござい

ましたが、多分、この文書、これですかね。「一人で悩まないで。教育委員会」ということ、このプリントを配ってらっしゃるのかなと思うんですが、相談できる場所と書いてあります。相談できる場所の電話番号を見ますと、市の相談できる場所を見ても、開設時間は、月曜日から金曜日の午前9時から午後5時15分まで。これって、子どもたちは学校に行ってるんです。国とか県でも、24時間対応が国の電話にはありますが、県でも、この9月6日の新聞では警察が24時間対応を始めたというふうに書いてございましたけれども、24時間いじめ相談ダイヤルに電話をしても、9時から5時以降の場合は、例えばいじめ相談ダイヤルに電話しても警察につながったりとか、警察の電話番号を言いますというふうに言われたりとか、そういうのが実態なんですよ、これ。

やはり、電話するって、すごい子どもたちは勇気が要ると思います。一生懸命電話したのに、また違う電話番号を言われたとか、警察につながるの、ということでは、せっかく勇気を振り絞って電話をしたのに、だめですよ。これは本当に、これでは子どもたちは、私たち大人を信用してくれないと思うんです。やっぱり、もっと、いっぱい電話番号が書いてあるんですが、これを何とか一つにして、一つの、例えば救急車とか、110とか119にかけたら、もう絶対つながりますよね。いつもね。そういうところを本当に私らがつくっていかなあかんの違うんかなと思ってます。本当に、真剣に子どもをいじめから守って、子どもが自ら命を絶つようなことをなくそうと思ったらね。だから、その辺が私たち大人が問われている部分だと思いますので、これは国にも県にも働きかけをしていただかないといけないと思いますけども、橋本市で、ぜひ何とかいい案を出していただけたらと思



います。

もう一点だけ。以前に橋本市では、青少年センターが開設している、こんな子どもメール相談というのを配られたことがあります。これ、大分前ですね。何年も前なんです。うちの子どもたちが、まだ学校に通っているときぐらいだったかなと思うんですけども、このメール相談がここには載ってないんですよ。これは、まだやっていますよね。載せてないんですね。というのが一点と、そして、これを探そうと思ったら、橋本市のホームページの教育委員会を開いて、社会教育を開いて、社会教育の中からしか、このメールアドレスはとれないんです。大分探さないと、私も大分探しました。大分探さないととれないんですけども、これは大変いい事業だと思いますので、これを何とかもう少し活用をするということはいかがでしょうか。その点で、この活用方法について。

また、これを配るんじゃないなくて、私、今ここに1本シャープペンシルを持っているんですが、このシャープペンシルの中に、どここのホームページアドレスって印刷してあるんですね。子どもたちはシャープペンシルをよく使います。そうすると、ここに子どもメール相談であるとかが刻印してあって、それを入学時とか何かの折にもらえたら、しんどいときにここを見て、電話をしたり、メールを送ったりということができるので、まあ、お金もかかることなので、人権とも相談をして、どこかから予算をとってこないといけないと思いますけれども、こういう処置とか、こういう対策を具体的にちょっとどう考えてますかということをお聞かせいただきたいんですけども。このアイデアはいかがですか。

○議長（井上勝彦君）教育長。

○教育長（松田良夫君）子どもメール相談の

使いやすさというたら匿名性やと思います。名前を出さずに自分の悩みを表へ出せる。そして、その悩みに対して、公的な機関がしっかり答えてくれる。それが連続してやり取りしていけると。その良さがあろうかと思っています。子どもメール相談の記録を見ましたら、かなり長いやり取りの中で自分の悩みを伝えているという、そういう事例もございました。そういう意味で、子どもメール相談を続けていくということは価値があると思っています。

夏休み明けに配ったリーフレットには、それは載せていません。というのは、子どもに、中学生や小学生に携帯電話を持つなど一方で指導しているんです。そのこととかかわって、どうなんだろうという迷いがありました。ただ、この子どもメール相談のアドレスについては、毎月発行される「広報はしもと」の市民相談の欄に、毎月号で、ほんまに小さい、薄い、細い行ですけども載せてもらってます。それをいわゆる情報源として活用していただいているかどうかは疑問ですけれども、子どもにとって、匿名性の中で相談したり、顔を見せて相談したり、いろんな形での相談の窓口があるということは大事なことでと思いますので、それも含めて検討します。

○議長（井上勝彦君）11番 土井君。

○11番（土井裕美子君）小学生、中学生に携帯電話を持たせないという方針を出して、学校には持ってこさせないということを言うているということは確かなんですが、わかるんですが、別にそれは、本市では条例化をして、持つてはいけないという禁止事項にはなっておりませんので、現実を見ますと、ほとんどの子どもが持っているのではないのでしょうか。たまには持ってない子もいるかもしれませんが、大方は割と持っている状況です。中学生になるとね。小学生はあまり持つ

てませんけどね。そんな中での起こっている事件が多いということなので、やはり現実に対応した政策をしてください。ぜひそれは強く要望しておきますので、もう少し具体的にお考えを出していただいて、現実に沿った対策をお願いいたします。

それと、ちょっとご紹介しておきます。熊本県ばかり出してあれなんですけど、熊本県を調べてみますと、熊本県の子どもいじめ相談電話というのがあるんですけど、これは、月曜日から金曜日は5時半から翌朝の8時半まで受け付けている。休日は24時間対応ですということがうたわれておりましたので、実際にやろうと思えばできるのではないかなと思いますから、ぜひ、これは県ですが、県にも働きかけていただいて、県と市とタイアップしてしっかりとやってください。

それから、もう一点、未然に防ぐ取り組みの中で、数年前に和歌山県橋本市では、CAPの取り組みを各学校で大分大がかりにやってらっしゃった記憶が私にはございますが、今年度は県の事業でCAPの取り組みに関して補助金が出ておりまして、各学校で無料でCAPの方に来ていただいて取り組みができるんですけども、橋本市は今現状として、そのCAPの取り組みに対してどのような対応をされているのか。実際にやった学校があるのか、また、今後、CAPの方に来ていただいて、学校でその取り組みをしていただく方向性があるのかないのかをちょっとお答えください。

○議長（井上勝彦君）教育長。

○教育長（松田良夫君）本年度、県の事業でCAPを小学校に派遣しようという、そういう事業がございます。今のところ、そのCAPをぜひ学校の中で実施していただきたいという学校が、小学校で3校ございます。もう1校は一応終わったんですけども、この

CAPの事業の良さというのは、子ども自身が、暴力から自分の力で守るんだという、そういう講座をしてくれます。嫌と断ること、それから、その場から逃げるということ、それから、された嫌なことはだれかに伝えるということ、そういうことをしっかり教えてくれます。だから、今、いじめの対策として、そのCAPのいわゆる講座を受けるということは、子どもにとって極めて効果的なものになるかと思ってございます。

しかも、CAPの良さは、先生でもない、それから警察官でもない、地域の人から教えてもらうということ、地域の大人は僕たちを守ってくれるんだと、そういう実感をわかすことで、非常に意義のある事業やと思ってます。だから、今、3校手を挙げていただいているんですけども、すべての小学校で実施していただくように、こちらから働きかけていきたい、そのように思っております。

○議長（井上勝彦君）11番 土井君。

○11番（土井裕美子君）ありがとうございます。ぜひ、まだ今年度大分ありますので、早急に申し込んでいただいて、CAPを生かして、少しでもいじめに打ち勝てるような子どもたちをつくっていただきたいと思います。

で、未然に防ぐ取り組みの方法としては、まだ道徳教育の強化とかあるんですが、道徳教育に関しては、この後、同僚議員がその部門で詳しく設問されるかと思っておりますので、道徳教育からはちょっと外させていただきますけれども、全国の自治体で、いじめ防止条例というのをつくっているところもあります。全国初に制定されたのは兵庫県の小野市。それから、今現在注目されているのは、川西市の「子ども人権オンブズパーソン条例」というのがございます。いじめはやはり人権の問題だと思っておりますので、子どもの人権にかかわる問題で、これは教育委員会部局だけ

ではなくて市当局も含めた、こういう子どもの人権を守る、以前にも私、子どもの人権については質問したことがあるんですけども、こういう取り組みも教育委員会主導で、何とか橋本市も、子どもたちにとってより良い橋本市になるようにやっていただきたいんですが、その辺の研究というのはいかがでしょう。

○議長（井上勝彦君）教育長。

○教育長（松田良夫君）先行するまちに学びながら検討させていただきたい、そのように思います。

○議長（井上勝彦君）11番 土井君。

○11番（土井裕美子君）ありがとうございます。大変すばらしい取り組みをされている先例都市がございますので、十分に研究をしていただいて、取り組んでください。

最後、5番の教職員の研修についてでございます。先生方、大変忙しいというのは、私も現場におりましたので重々承知をしております。けれども、子どもが自分の命を自ら断つというような行為をすることほど、何を差しおいても問題にしないでならない重要課題ですよ。学校現場においては、先生方にとっては、いじめをなくすということは自分たちにしか、教師にしかできないんやという強い思いを持って学校現場で取り組んでいただきたいと思います。

先ほど、教育長がおっしゃっていた、スクールコンプライアンス指針、これを教職員の方にお配りしていただいていると思うんですが、この冊子の中で、人権の尊重といじめ防止のためのチェックリストというのは2ページしかないんですよ。2ページ。ここに網羅していると言えば網羅しているのですが、熊本県は、いじめ対応の手引きというのを県の教育委員会が出していらっちゃって、何と29ページにも及ぶいじめ対応の手引き、これを読ませていただくと、本当に、はじめて先

生になった人でも、これを読めば、こういうふうにはやたらうまいこといくんかというようなことも細かく書いてありますし、先ほど私が言ったアンケートのとり方みたいなのも、まあ若干載っておりますので、やはり、先生方もこういうのを使って、しっかりと研修をしていただきたいんです。

子どもたちはほとんどが学校で過ごしていますから、保護者は家に帰ってきて、子どもの様子を見ようと思っても、なかなか様子が見れないこともありますし、子どもに聞きますと、やはり自分のお父さん、お母さん、家の人には心配をかけるから、いじめを受けてんねん、しんどいねん、ということは言えないんだそうですわ。それを言えなくて、ずっと我慢して学校に行っていると、体のどこかに変調を来して、不登校にもなったりとか、知らない間に何かこう、ほかの病気が併発したりとかということもあるので、本当に先生には大変お世話をおかけすると思うんですけども、しっかりとした対応をしていただきたい。

ただ、今、事務的に先生方は大変忙しいと思います。いろんな書類を、何か事件、事故があると書類をつくらなあかんということもよく聞いてますので、その辺の先生方の事務処理の軽減とかも含めて、今後取り組んでいただきたいと思いますけれども、その辺の教育長のご決意をお聞かせください。

○議長（井上勝彦君）教育長。

○教育長（松田良夫君）おっしゃるとおり、学校でいじめがあったら本当にだめです。いじめをなくす学校づくりというのは、喫緊の課題だと思っています。そのためには、先生方がしっかりといじめと向き合うこと、そういう環境づくり、さらに向き合い方についてのさまざまな指針等あれば、さらにそういった先生方の姿勢も確かなものになると思います

ので、そういうものも検討しながら、先進地に学びながらつくっていききたい、そういうふうに思います。

○議長（井上勝彦君）11番 土井君。

○11番（土井裕美子君）ありがとうございます。期待しておりますので、ぜひよろしくお願いします。

最後の6番です。スクールカウンセラーとスクールソーシャルワーカーの増員について。

これは現在、国と県の費用で入れていらっしゃいますが、これについては、ちょっとうれしいニュースがございましたね。スクールカウンセラーについては、全公立中学校には配置をするということが文部科学省で発表されました。ただ、小学校には全校は配置しませんので、小学校へのスクールカウンセラーの配置と、それとスクールソーシャルワーカーについては増員ということでございますので、ぜひ一番にでも手を挙げていただいて、配置をしてほしいと。こんな活用をしているんだということを声を大にして言っていただいて、配置をしてください。それが要望でございます。よろしくお願いします。

いろいろ申し上げましたけれども、よく教育長、教頭会、校長会を通じておろしましたということをおっしゃりますが、おろしただけではあかんで、おろしてそこから、それができているのかできていないのかという、受け身ではない積極的な姿勢をこれから示していただきたいんですけども、校長先生には言いました、教頭先生には言いましたけど、現場ではどのようになってますかということ、今度は教育委員会がしっかりと吸い上げてほしいんですけど、そのシステムをこれからどのように強化していただければいいですか。最後に、いじめの総括も含めて。

○議長（井上勝彦君）教育長。

○教育長（松田良夫君）取り組みについては

ご報告をいただくとか、私どもが学校へ出向いて取り組みの状況を見せていただくとか、そういう方法が考えられると思いますので、お願いしたことが確実に実践されているのかどうかと、それについてはきっちりご報告いただく、あるいは私どもの目で確かめさせていただく、そういう形で対応したい、そのように思います。

○議長（井上勝彦君）11番 土井君。

○11番（土井裕美子君）ぜひよろしく申し上げます。学校だけでは解決できませんし、保護者と学校と地域と、みんなが情報を共有しながら具体的に取り組んでいって、いじめの発見、予防につなげてまいりたいと思います。

二つ目の項目は、学校の暑さ対策、ミストシャワーについてでございます。

大変前向きなご答弁いただきましたので、ありがたいと思います。学文路小学校が9月に設置されたのは、私はちょっと存じ上げませんでしたので、ぜひ現場を見に行っていたら、子どもたちの様子とか、多分好評だと思うんですよ、暑い中で。運動会もまだ9月にもありますし、費用的にはたくさん自治体がつけてますが、埼玉県の行田市では全小・中学校の24校にミストシャワーを設置されましたところ、設置費用は全校で15万円。ランニングコストは水道水のみというふうな記事も出ておりましたので、学校によって設置場所は異なると思いますけれども、一斉につけるということが無理であっても、試験的に何校かつけていただいて、もし好評であれば、ぜひ、9月が無理であれば来年度の6月以前につけていただくと、6月に運動会もやっている学校もございまして、熱中症対策には効果を発揮すると思うんです。

できたら全教室にクーラー配備をしていただきたいのですが、なかなか節電の折でございますので、申し上げにくい点もあったので、

ミストシャワーでお願いしますということをお願いしたんですが、よろしくお願ひしたいと思ひます。

これで私の質問は終わります。

○議長（井上勝彦君）11番 土井君の一般質問は終わりました。

この際、2時15分まで休憩いたします。

（午後1時56分 休憩）